## 1-1 利用者ログイン(利用者登録をしない場合)

## 建築指導課のホームページから下の画面にアクセスできます。

2-KANAGA	NA 神奈川県	電子申請システム		利用者登録
				🖮 予約手続き
手続き申込	> 申込内容照会	> 職責署名検証		
		手続き申込	<u>.</u>	
利用者ログイ	ン			
手続き名	建築基準法	まに基づく道路相談		
受付時期	2025年2月2	27日10時45分 ~ 2025年2月	27日14時00分	
				利用者登録される方はこちら
既に利用者登	録がお済みの方		【利用者登録	<u>利用者登録される方はこちら</u> 録をしない場合】は
既に利用者登 利用者IDを入	録がお済みの方 、 カしてください		【利用者登録 こちらをクリ	利用者登録される方はこちら 録をしない場合】は リックしてください。
既に利用者登 利用者IDを入	録がお済みの方 、カしてください		【利用者登録 こちらをクリ	<u>利用者登録される方はこちら</u> 録をしない場合】は リックしてください。
既に利用者登 利用者IDを入 利用者登録時に使用 または各手続の担望	録がお済みの方 、カしてください 用したメールアドレス、 当部署から受領したIDを		【利用者登録 こちらをクリ	<u>利用者登録される方はこちら</u> 録をしない場合】は リックしてください。
既に利用者登 利用者IDを入 利用者登録時に使 または各手続の担 パスワードを	録がお済みの方 、カしてください <sup>用したメールアドレス、 当部署から受領したIDを 入力してください</sup>	:ご入力ください。	【利用者登録	<u>利用者登録される方はこちら</u> 録をしない場合】は リックしてください。
既に利用者登 利用者IDを入 利用者登録時に使 または各手続の担望 パスワードを	録がお済みの方 、カしてください 用したメールアドレス、 当部署から受領したIDを 入力してください		【利用者登録 こちらをクリ	<u>利用者登録される方はこちら</u> 録をしない場合】は リックしてください。
<ul> <li>既に利用者登</li> <li>利用者IDを入</li> <li>利用者登録時に使用</li> <li>オ用者登録時に使用</li> <li>オたは各手続の担当</li> <li>パスワードを</li> <li>利用者登録時に設定</li> <li>ホた場合、「パン</li> </ul>	録がお済みの方 、カしてください 用したメールアドレス、 当部署から受領したIDを 入力してください たていただいたパスワ 当部署から受領したパスフ 当部署から受領したパススワードを忘れた場合は	ご入力ください。 ご入力ください。 ード、 ワードをご入力ください。 こちら」より再設定してくだ	【利用者登録 こちらをクリ	<u>利用者登録される方はこちら</u> 録をしない場合】は リックしてください。
既に利用者登          利用者IDを入         利用者登録時に使け         または各手続の担当         パスワードを         利用者登録時に設む         オ用者登録時に設む         または各手続の担当         忘れた場合、「パコ         メールアドレスを当	録がお済みの方 、カしてください 用したメールアドレス、 当部署から受領したIDを 入力してください 定していただいたパスワ 当部署から受領したパスス なワードを忘れた場合は 変更した場合は、ログイ	:ご入力ください。 :ご入力ください。 ド、 ワードをご入力ください。 こちら」より再設定してくだ ン後、利用者情報のメールア	【利用者登録 こちらをクリ さい。 ドレスを変更ください。	<u>利用者登録される方はこちら</u> 録をしない場合】は リックしてください。

#### 1-2 手続き説明



## 1-2 手続き説明

受付時期		
問い合わせ先		
電話番号		
FAX番号		
メールアドレス		
ダウンロードファイル1		
<利用規約> 神奈川県e-kanagawa電子申調	<u>与利用规約</u>	
(目的)		0
第1条 本規約は、e-kanaga	wa電子申請(以下「本システム」といいます。)を利用して、神奈川県(以下「県」といいます。)に行政手続 === トルにン西や車座についてまたスキャマキ	
に依る中調・加山・ア約寺で行	「つために必要な争項について走めるものです。	
(用語の定義) 第2条 本規約において使用す	たる用語の資義は、次の各号のとおりとします。	
(1)電子申請 インターネ	ペットを利用して行政手続の申請・届出等を行うことをいいます。	
(2)申請データ 本システム	を利用して電子申請した申請内容(添付書類を含む。)をいいます。	
(3) 利用者 本システム		
(4) 利田老ID 利田老が本	を利用する個人、法人又は団体をいいます。 ミンステムを利用するために登録するメールアドレスをいいます。	
<ul> <li>(4)利用者 I D 利用者が本</li> <li>(5)整理番号 利用者の電</li> <li>(5) 素知番号 利用者の電</li> </ul>	を利用する個人、法人又は団体をいいます。 ジステムを利用するために登録するメールアドレスをいいます。 砂子申請が本システムに到達した際に発行される番号をいいます。 ・ コーマ・ママママママン	*
<ul> <li>(4)利用者 ID 利用者が本</li> <li>(5)整理番号 利用者の電</li> <li>(6)予約番号 利用者が本</li> </ul>	を利用する個人、法人又は何体をいいます。 ミンステムを利用するために登録するメールアドレスをいいます。 87年請が本システムに到達した際に発行される番号をいいます。 ミンステムで面談券の予約を行った際に発行される番号をいいます。	*
<ul> <li>(4)利用者ID 利用者がね</li> <li>(5)整理番号 利用者の電</li> <li>(6)予約番号 利用者がね</li> <li>引意する」ボタンをクリック</li> </ul>	を利用する個人、法人又は何体をいいます。 ミンステムを利用するために登録するメールアドレスをいいます。 87年請が本システムに到達した際に発行される番号をいいます。 ミシステムで面談券の予約を行った際に発行される番号をいいます。 クすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。	*
<ul> <li>(4)利用者 ID 利用者がま</li> <li>(5) 整理番号 利用者の電</li> <li>(6) 予約番号 利用者がま</li> <li>利用者がま</li> <li>引意する」ボタンをクリック</li> </ul>	を利用する個人、法人又は何体をいいます。 <>ステムを利用するために登録するメールアドレスをいいます。 ド宇晴莉が本システムに到達した際に発行される番号をいいます。 <>ステムで面談券の予約を行った際に発行される番号をいいます。 クすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。	¥
<ul> <li>(4)利用者 ID 利用者が第</li> <li>(5) 整理番号 利用者の電</li> <li>(6) 予約番号 利用者が第</li> <li>司意する」ボタンをクリック</li> </ul>	を利用する個人、法人又は何体をいいます。 <>ステムを利用するために登録するメールアドレスをいいます。 ド中環が本システムに到達した際に発行される番号をいいます。 <>ステムで面談券の予約を行った際に発行される番号をいいます。 クすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。 上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。	*
<ul> <li>(4)利用者 ID 利用者がま</li> <li>(5) 整理番号 利用者の電</li> <li>(6) 予約番号 利用者がま</li> <li>1)意する」ボタンをクリック</li> </ul>	を利用する個人、法人又は何体をいいます。 <>>ステムを利用するために登録するメールアドレスをいいます。 <pf申請が本システムに到達した際に発行される番号をいいます。 &lt;&gt;ステムで面談等の予約を行った際に発行される番号をいいます。 クすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。 上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。</pf申請が本システムに到達した際に発行される番号をいいます。 	Ŧ
<ul> <li>(4)利用者 ID 利用者が第</li> <li>(5) 整理番号 利用者の電</li> <li>(6) 予約番号 利用者が第</li> <li>(6) 予約番号 利用者がす</li> <li>引意する」ボタンをクリック</li> </ul>	を利用する個人、法人又は何体をいいます。 ミシステムを利用するために登録するメールアドレスをいいます。 ミシステムで面談等の予約を行った際に発行される番号をいいます。 システムで面談等の予約を行った際に発行される番号をいいます。 クすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。 上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。	Ŧ
<ul> <li>(4)利用者 ID 利用者が</li> <li>(5)整理番号 利用者の電</li> <li>(6)予約番号 利用者が</li> <li>1)意する」ボタンをクリック</li> </ul>	を利用する個人、法人又は何体をいいます。 ミシステムを利用するために登録するメールアドレスをいいます。 ミシステムで面談等の予約を行った際に発行される番号をいいます。 システムで面談等の予約を行った際に発行される番号をいいます。 クすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。 上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。	*
<ul> <li>(4) 利用者 I D 利用者が</li> <li>(5) 整理番号 利用者の電</li> <li>(6) 予約番号 利用者が</li> <li>引意する」ボタンをクリック</li> </ul>	を利用する個人、法人又は何体をいいます。 ミシステムを利用するために登録するメールアドレスをいいます。 ミシステムで面談等の予約を行った際に発行される番号をいいます。 システムで面談等の予約を行った際に発行される番号をいいます。 クすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。 上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。	*
<ul> <li>(4)利用者ID 利用者が</li> <li>(5)整理番号 利用者の電</li> <li>(6)予約番号 利用者が</li> <li>利意する」ボタンをクリック</li> </ul>	を利用する個人、法人又は何体をいいます。 ミシステムを利用するために登録するメールアドレスをいいます。 ドシステムで面談等の予約を行った際に発行される番号をいいます。 シンステムで面談等の予約を行った際に発行される番号をいいます。 クすることにより、ごの説明に同意いただけたものとみなします。 上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。 一覧へ戻る	Ţ
<ul> <li>(4)利用者ID 利用者が</li> <li>(5)整理番号 利用者の電</li> <li>(6)予約番号 利用者が</li> <li>利意する」ボタンをクリック</li> </ul>	を利用する個人、法人又は何体をいいます。 ミシステムを利用するために登録するメールアドレスをいいます。 ミシステムで面談等の予約を行った際に発行される番号をいいます。 シンステムで面談等の予約を行った際に発行される番号をいいます。 クすることにより、ごの説明に同意いただけたものとみなします。 上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。 一覧へ戻る	•
<ul> <li>(4)利用者ID 利用者が</li> <li>(5)整理番号 利用者の電</li> <li>(6)予約番号 利用者が</li> <li>利意する」ボタンをクリック</li> </ul>	<ul> <li>を利用する個人、法人又は何体をいいます。</li> <li>システムを利用するために登録するメールアドレスをいいます。</li> <li>ドテ申請が本システムに到途した際に発行される番号をいいます。</li> <li>システムで面談券の予約を行った際に発行される番号をいいます。</li> <li>クすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。</li> <li>上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。</li> </ul>	
<ul> <li>(4)利用者ID 利用者が報</li> <li>(5)整理番号 利用者の電</li> <li>(6)予約番号 利用者が</li> <li>(6)予約番号 利用者が</li> <li>利意する」ボタンをクリック</li> </ul>	<ul> <li>を利用する個人、法人又は何体をいいます。</li> <li>ミシステムを利用するために登録するメールアドレスをいいます。</li> <li>ミシステムで面談券の予約を行った際に発行される番号をいいます。</li> <li>クすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。</li> <li>上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。</li> </ul>	•
<ul> <li>(4)利用者 I D 利用者が報</li> <li>(5) 整理番号 利用者の電</li> <li>(6) 予約番号 利用者が本</li> <li>利意する」ボタンをクリック</li> </ul>	<ul> <li>を利用する網人、法人又は何体をいいます。</li> <li>ミシステムを利用するために登録するメールアドレスをいいます。</li> <li>ミシステムで面談会の予約を行った際に発行される番号をいいます。</li> <li>クすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。</li> <li>上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。</li> </ul>	
<ul> <li>(4)利用者 I D 利用者が第</li> <li>(5) 整理番号 利用者の第</li> <li>(6) 辛約番号 利用者が第</li> <li>利意する」ボタンをクリック</li> </ul>	<ul> <li>を利用する根人、法人又は何体をいいます。</li> <li>ミシステムを利用するために登録するメールアドレスをいいます。</li> <li>ミシステムで面談等の予約を行った際に発行される番号をいいます。</li> <li>クすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。</li> <li>上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。</li> <li>「覧へ戻る」</li> <li>「覧へ戻る」</li> <li>「見へ戻る」</li> <li>「見へ戻る」</li> <li>「見へ戻る」</li> <li>「見って)」</li> <li>「見って)」</li> <li>「見って)」</li> <li>「見って)」</li> <li>「見って)」</li> <li>「見って)」</li> <li>「見って)」</li> <li>「見って)」</li> <li>「見って)」</li> <li>「見った)」</li> <li>「見っ</li></ul>	
<ul> <li>(4)利用者 I D 利用者が第</li> <li>(5) 整理番号 利用者の第</li> <li>(6) 辛約番号 利用者が第</li> <li>利意する」ボタンをクリック</li> </ul>	<ul> <li>を利用する根人、法人又は何体をいいます。</li> <li>ミシステムを利用するために登録するメールアドレスをいいます。</li> <li>ミシステムで面談巻の予約を行った際に発行される番号をいいます。</li> <li>クすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。</li> <li>上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。</li> </ul> - 覧へ戻る <ul> <li>「覧へ戻る</li> <li>「夏へ戻る</li> <li>「見する」</li> <li>● 各手続の手続内容に関す。</li> <li>お問の辺当課にお問い合す。</li> <li>説明及び利用規約を確認して</li> <li>(は問合せ先は、各手続き申込画面の「手続:</li> <li>「古っちっ」</li> <li>「古っちっ」</li> <li>「古っちっ」</li> <li>「二方・フ・コーク・」</li> </ul>	
(4) 利用者 I D     利用者が電       (5) 整理番号     利用者の電       (6) 予約番号     利用者が本       利意する」ボタンをクリック	<ul> <li>を利用する根人、法人又は何体をいいます。</li> <li>ミシステムを利用するために登録するメールアドレスをいいます。</li> <li>ミシステムで面談巻の予約を行った際に発行される番号をいいます。</li> <li>ウすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。</li> <li>上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。</li> <li>「覧へ戻る 「見意する」」</li> <li>・●各手続の手続内容に関する手続内容に関する</li> <li>・●各手続の手続内容に関する</li> <li>・●各手続の手続内容に関する</li> <li>・●各手続の手続内容に関する</li> <li>・●各手続の手続内容に関する</li> <li>・●各手続の手続内容に関する</li> <li>・●名手続の手続内容に関する</li> <li>・●名手続ったのは、</li> <li>・●名手続ったの股体に関する</li> <li>・●名子時うシステムの股体に関する</li> </ul>	
<ul> <li>(4) 利用者 I D 利用者が第</li> <li>(5) 整理番号 利用者の第</li> <li>(6) 予約番号 利用者が第</li> <li>利意する」ボタンをクリック</li> </ul>	を利用する個人、法人又は何体をいいます。 ミシステムを利用するために登録するメールアドレスをいいます。 ミシステムで面談響の予約を行った際に発行される番号をいいます。 システムで面談響の予約を行った際に発行される番号をいいます。 クすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。 上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。 - 覧へ戻る - 覧の見まる - 説明及び利用規約を確認して 同意する場合は、 - 読むる場合は、 - 「同音する】、た力ししい力して	
<ul> <li>(4) 利用者 I D 利用者が第</li> <li>(5) 整理番号 利用者の第</li> <li>(6) 予約番号 利用者が第</li> <li>利意する」ボタンをクリック</li> </ul>	を利用する個人、法人又は何体をいいます。 ほシステムを利用するために登録するメールアドレスをいいます。 ほやすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。 上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。 - 覧へ戻る - 覧の見まにお問い合だ お月後の予読の容に関す な手続の理論集にお問い合た おり、この説明に同意の「手続 - このこのは、合われた」の最近のに見ました。 - このこのは、のたいのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでの	
<ul> <li>(4) 利用者 I D 利用者が第</li> <li>(5) 整理番号 利用者の第</li> <li>(6) 予約番号 利用者が第</li> <li>利用者が第</li> <li>利用者が第</li> <li>利用者が第</li> </ul>	を利用する個人、法人又は何体をいいます。 ミシステムを利用するために登録するメールアドレスをいいます。 ミシステムで面談等の予約を行った際に発行される番号をいいます。 シオることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。 上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。 「覧へ戻る 「覧へ戻る 「覧へ戻る 「覧へ戻る 「覧へ戻る 「見まる」 説明及び利用規約を確認して 同意する場合は、 「しまする」をクリックして 「方へたちい」 「しまする」をクリックして ください。	· · ·
(4)利用者ID     利用者が留       (5) 整理番号     利用者の留       (6) 予約番号     利用者がは       司意する」ボタンをクリック	<ul> <li>を利用する根人、法人又は何体をいいます。</li> <li>ミシステムを利用するために登録するメールアドレスをいいます。</li> <li>ミシステムで面談等の予約を行った際に発行される番号をいいます。</li> <li>ウすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。</li> <li>上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。</li> <li>「買へ戻る</li> <li>「買へ戻る</li> <li>「「買っ」」</li> <li>「買っ」」</li> <li>「」</li> <li< td=""><td>· · ·</td></li<></ul>	· · ·
(4) 利用者 I D     利用者が留       (5) 整理番号     利用者の留       (6) 予約番号     利用者がは       司意する」ボタンをクリック	<ul> <li>を利用する根人、法人又は何体をいいます。</li> <li>ミシステムを利用するために登録するメールアドレスをいいます。</li> <li>ミシステムで面談等の予約を行った際に発行される番号をいいます。</li> <li>シフすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。</li> <li>上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。</li> <li>「夏へ戻る</li> <li>「夏へ戻る</li> <li>「夏へ戻る</li> <li>「夏っ」</li> <li>「夏へ戻る</li> <li>「夏っ」</li> <li>「夏へ戻る</li> <li>「夏っ」</li> <li>「夏へ戻る</li> <li>「夏っ」</li> <l< td=""><td>· · ·</td></l<></ul>	· · ·
<ul> <li>(4)利用者 I D 利用者が第</li> <li>(5)整理番号 利用者の第</li> <li>(6) 予約番号 利用者が第</li> <li>利意する」ボタンをクリック</li> </ul>	<ul> <li>を利用する根人、法人又は何体をいいます。</li> <li>ミシステムを利用するために登録するメールアドレスをいいます。</li> <li>ミシステムで面談等の予約を行った際に発行される番号をいいます。</li> <li>ウすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。</li> <li>上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。</li> <li>「夏へ戻る</li> <li>「夏へ戻る</li> <li>「夏へ戻る</li> <li>「夏って)</li> <li>「夏へ戻る</li> <li>「夏って)</li> <li< td=""><td>· · · ·</td></li<></ul>	· · · ·

#### 1-3 メールアドレスの確認



#### 1-3 メールアドレスの確認



1-4 内容を入力

メールに記載されている URL にアクセスすると、下の画面が表示されます。

e-Kanagawa 神奈川県 電子申請システム	<ul> <li>ログイン</li> <li>利田考登録</li> </ul>
・ ま ・ 申請団体選択 ・ 2 申請書ダウンロード	➡ 予約手続き
> 手続き申込     > 申込内容照会     > 職責署名検証	
手続き申込	
Q 手続き選択をする メールアドレスの確認 内容を入力する	申し込みをする
申込	
選択中の手続き名: 建築基準法に基づく道路相談	間合せ先 ( <b>十開く</b> )
建築基準法に基づく道路相談	ີ່ວັດເວ
申請日必須	
初期値を現在日で表示させています。 現在日以外を入力し、確認へ進むボタンから次へ進もうとするとエラーとなります。	
	相談者氏名又は設計者 名】
相談者の氏名を入力してください。 氏: 2111111111111111111111111111111111111	回相談の担当者氏名を カしてください。
法人名を入力してください。	
相談者の所属する法人名を記載してください。	

#### 相談者の住所又は所在地

相談者の住所又は所在地を記載してください。

#### 相談者の区分を選択してください。

職種をチェックしてください。

── 不動産会社

測量会社

金融機関

🗌 その他

#### 相談者・設計者の電話番号 必須

確認事項があればこちらのお電話番号に問い合わせいたします。

電話番号

#### 【相談者・設計者の電話番号】

各土木事務所からのご連絡は、 原則電話により行いますので、 連絡のつく電話番号を半角で入 力をしてください。

# 道の取り扱いについて次のとおり相談しま

す。



#### 計画地の住所を入力してください。 必須

計画地(相談地)の住所(地番)を記載してください。 計画地がない場合は相談の道付近の住所を記載するようにしてください。

	【道路の所有・管理区分】
── 土地の売買のため	い道の路線名は所管の道路部局に確認し ・
建築設計のため	てください。
- 不動産売買の重要事項説明資料のため	複数選択は可です。該当する箇所はすべ
土地の担保価値の判断資料のため	て選択してください。
一その他	公道を選択した場合、のちの書類添付で
	~ なります。
地域・地区を選択してください。	
違択してくたさい ◇	
<b>首路の所有・管理区分を選択してくださ</b>	5(1).
首路の所有・管理区分を記載してください。	
首路の所有・管理区分を記載してください。 公道とは国道・県道・市町村道のことをいいます。	
直路の所有・管理区分を記載してください。 公道とは国道・県道・市町村道のことをいいます。 ── 公道(例:県道○○号線等 路線名を以下に記載	: してください。)
首路の所有・管理区分を記載してください。 公道とは国道・県道・市町村道のことをいいます。 ──公道(例:県道○○号線等 路線名を以下に記載	もしてください。)
直路の所有・管理区分を記載してください。 公道とは国道・県道・市町村道のことをいいます。 ──公道(例:県道○○号線等 路線名を以下に記載	さしてください。)
首路の所有・管理区分を記載してください。 公道とは国道・県道・市町村道のことをいいます。 ○ 公道(例:県道○○号線等 路線名を以下に記載 ○ 公道(例:県道○○号線等 路線名を以下に記載	iしてください。)
首路の所有・管理区分を記載してください。 公道とは国道・県道・市町村道のことをいいます。 ○ 公道(例:県道○○号線等 路線名を以下に記載 ○ 公道(その他あれば以下に記載してください。)	むしてください。)
首路の所有・管理区分を記載してください。 公道とは国道・県道・市町村道のことをいいます。 ○ 公道(例:県道○○号線等 路線名を以下に記載 ○ 公道(その他あれば以下に記載してください。)	iしてください。)
首路の所有・管理区分を記載してください。 公道とは国道・県道・市町村道のことをいいます。 ○ 公道(例:県道○○号線等 路線名を以下に記載 ○ 公道(その他あれば以下に記載してください。) □ 国(赤道)	はしてください。)
<ul> <li> 直路の所有・管理区分を記載してください。 公道とは国道・県道・市町村道のことをいいます。 </li> <li>公道(例:県道〇〇号線等 路線名を以下に記載 </li> <li>公道(その他あれば以下に記載してください。) </li> <li>国(赤道) </li> <li>国(畦畔) </li> </ul>	iしてください。)
<ul> <li></li></ul>	iしてください。)
<ul> <li> 首路の所有・管理区分を記載してください。 公道とは国道・県道・市町村道のことをいいます。 </li> <li>公道(例:県道〇〇号線等 路線名を以下に記載 </li> <li>公道(その他あれば以下に記載してください。) </li> <li>国(赤道) </li> <li>国(畦畔) </li> <li>国(その他あれば以下に記載してください。) </li> </ul>	
<ul> <li></li></ul>	
	iしてください。)
	<pre></pre>
直路の所有・管理区分を記載してください。   公道(例:県道〇〇号線等 路線名を以下に記載   公道(その他あれば以下に記載してください。)   国(時畔)   国(その他あれば以下に記載してください。)   私道(管理者名を記載してください。)	<pre></pre>

## 所定の添付資料をご準備ください。

Γ

該当する書類があれば全て添付してください。

案内図(位置図) 添付ファイル 必須	
計画地、相談の道をマーカー等で明示してください。	
道路査定図・道路区域図等 添付ファイル	
計画地、相談の道をマーカー等で明示してください。 《市道・県道・国道である場合》境界確定図・道路台帳等	<ul> <li>【添付資料】</li> <li>事前相談様式以外の添付資料</li> <li>は、PDF 形式にしてください。</li> </ul>
公図の写し 添けファイル 必須	資料は、ログイン前にご用意し
計画地、相談の道をマーカー等で明示してください。  ・相談の道の両側の宅地部分の公図の写しも添付してください。 ・場合により旧公図を求める場合があります。	てください。 基本的にはすべての書類を必ず 添付してください。(担当から求 める場合があります。)
豆記事項証明書(与) ◎ 17ァイル	
相談の道の登記事項証明書(写) 地積測量図(土地求積図) 添付ファイル	【添付資料(その他)】 事前相談に必要な資料は所管する 各土本事務所にご確認ください。
相談の道の地積測量図(土地求積図)	
その他 添付ファイル	
・計画する敷地の既存確認通知書(確認済証)(写) 及び 確認 ・計画する敷地の現況測量図 ・その他参考資料(写真等)	申請図面
確認。	へ進む >

入力中のデータを一時保存・読み込み	
【申込データー時保存、再読込み時の注意事項】 ・添付ファイルは一時保存されません。再読込み後は、必要に応じて、ファイルを添付し直してくだる ・パソコンに一時保存した申込データはパソコンで閲覧・加筆・修正することはできません。 ・システムに読込む場合は一時保存した手続きの画面でしか読込めませんので、ご注意ください ・入力中の申込データをパソコンに一時保存しますので、保存した申込データの取扱いは、申請者の調	さい。 責任において管理をお願いします。
「入力中のデータを保存する」では申込みの手続きが完了しておりません	しのでご注意ください。
※入力中の申込データをパソコンに一時保存します。 ※一時保存した申込ラ	データを再度読み込みます。
▲ 入力中のデータを保存する ▲ 保存デ	ータの読み込み

1-5 申込確認



※下記内容でよろしければ「申込む」 申込内容を

建築基準法に基づく道路相談

【申込確認】が表示 申込内容を確認してください。

ください。

## 建築基準法に基づく道路相談

申請日	令和7年3月11日
相談者氏名又は設計者氏名	神奈川 花子
法人名	000
相談者の住所又は所在地	000
相談者の区分	設計事務所
相談者・設計者の電話番号	000000000

## 道の取り扱いについて次のとおり相談しま す。

相談の市町村	逗子市	
相談内容	道路種別の判定をしてほしい	
現在の判定状況	未判定	
計画地の住所	逗子市000	
相談理由	土地の売買のため	
地域·地区	第一種低層住居専用地域	
道路の所有・管理区分	国(赤道),国(畦畔)	
所定の添付資料をこ	ご準備ください。	
案内図(位置図)	(サンプル)案内図.png	
道路査定図・道路区域図等	(サンプル)道路査定図.jpeg	
公園の写し	(サンプル)公図の写し.jpeg	
登記事項証明書(写)	(サンプル)登記事項証明.jpeg	甲込内容を確認したら
地積測量図(土地求積図)	(サンプル)地積測量図.jpeg	「甲込む」を クリックレてください
その他	(サンプル)当時の確認申請図書.jpeg	99990CCREEN:
G		

## 1-5 申込完了

e-KANAGAM	A 神奈川県 電子申請システム	▲ ログイン 利用者登録
		👼 予約手続き
> 手続き申込	》申込内容照会 > 職責署名検証	
	手続き申〕	<u>ک</u>
<b>Q</b> 手続き選択をす	る メールアドレスの確認	● 内容を入力する ● 申し込みをする
申込完了		
建築基準法に基づく道	路相談の手続きの申込を受付しました。	
	申込みが完了し	ました。
	整理番号 を記載したメールとパスワード を	記載したメールを送信しました。
	メールアドレスが誤っていたり、イル	ッ ク 等 train
	入一70万7国75930743月8日	申込が完了すると
整理番号	00000000000	
パスワード	000000000	【e-kanagawa 電子中調】中辺 了通知のメールが届きます
整理奋亏 とハスリー	トは、今後甲込状況を確認する際に必	要となる大切な番号です。
特にパスワードは他	人に知られないように保管して、ださい	h'.
なお、内容に不備がる	ある場合は別途メール、または、お電	ac 発行される整理番号とパスワート
	(< 一覧へ戻る	は、資料追加等を行う場合に、必
		となります。
		※整理番号とパスワードは、メー
	●●各手続の手続内容に関す	でも送信されます。
	各手続の担当課にお問い台2 (お問合せ先は、各手続き中込画面の「手続	つせく () () () () () () () () () () () () ()
	●●電子申請システムの操作に サポートの「よくあるご質問」 3	関するお問合せ●● を御確認いただき、
	740	177度に大しが場合は、
	それでもシステム操作に係る不明点 次のコールセンターにお問い 「システム操作に留するお問合せた	合わせください。 < (コールセンター)]